

福岡都市圏南部環境事業組合公告第 2 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定に則り、平成 22 年 5 月 18 日に、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業実施方針を公表したが、事業スケジュール等を変更したため、同法第 5 条第 4 項に則り、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業実施方針（変更版）を別冊のとおり公表する。

平成 22 年 10 月 20 日

福岡都市圏南部環境事業組合

管理者 井 本 宗 司